

第 22 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 西越地区農村環境改善センター 和室

3 出席委員 農業委員（4 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員 農業委員（1 人） 5 番 中野 正啓

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	内藤	良治
事務局係長	田口	賢
事務局事務補助	小林	永美子

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 22 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長	本日は 1 名欠席ですが総会は成立していますのでこのまま進行いたします。
議長	それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、1 番 岡田委員、4 番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 諸般の報告をさせていただきます。
○令和 7 年度農業委員会中越協議会総会
期 日：令和 7 年 7 月 10 日
会 場：十日町市（ラポート十日町）
出席者：内藤会長、内藤事務局長

議 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請
について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について説明します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 親子間の使用貸借権設定による一般住宅敷地への転用となります。
現地には耕作中の畑作物が見受けられましたが、これらは譲渡人が栽培して
いるもので、すでに更地化に関する協議は済んでいるとのことです。また、当
該農地内に小屋が設置されていましたが、これは農作業小屋であり転用違反に
は当たりませんでした。いま現在は転用に向けて小屋を解体中のため、骨組み
の状態となっておりますが、申請人より解体前の写真の提供を受け、農作業
小屋であることは視認しております。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第 2
種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と
判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許
可相当に認められると思われます。

議 長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありました
ら説明をお願いします。

4 番 7 月 14 日（月曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおり
となっていました。事務局からの説明のとおり、農用地区域外かつ地域計画区
域外であり、生産性の低い第 2 種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用
による周辺農地や住環境への影響はないと思われます。

議 長 ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可
決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員か
らご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第22回総会を閉会いたし
ます。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年7月29日

議 長

⑩

議事録署名委員

1 番

⑩

議事録署名委員

4 番

⑩